

○内閣府
財務省 令第四号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務大臣 麻生 太郎

食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部を改正する命令

食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令（平成二十七年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式（第二条関係）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。